

## 資料 1

## 男女共同参画基本計画（第2次）における数値目標のフォローアップ

	目標	計画策定時	現状	目標
1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大				
(1)	・社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。そのため、政府は、民間に先行して積極的に女性の登用等に取り組むとともに、各分野においてそれぞれ目標数値と達成期限を定めた自主的な取組が進められることを奨励する。 ・平成22年度頃までの政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安として、国家公務員 種試験の事務系の区分試験（行政、法律、経済）については30%程度、その他の試験については、種試験の事務系の区分試験の目標を踏まえつつ、試験毎の女性の採用に係る状況等も考慮して、できる限りその割合を高めることを目標とする。 ・育児休業、介護休暇等の取得促進を図り、代替要員の確保に努めるとともに、各制度についての情報提供と理解促進に努める。特に、育児休業については、育児休業取得率の社会全体での目標値（男性10%）等を踏まえ、育児休業取得率の低い男性職員の取得率の向上を図る。	（図表1参照）		少なくとも30%程度 （2020年）
		21.5% （平成17年度）	30.6% （平成21年度）	30%程度 （平成22年度）
		0.6% （平成17年度）	0.7% （平成20年度）	-
		（国家公務員育児休業取得率）	（国家公務員育児休業取得率）	
(2)	・「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づく任期付短時間勤務職員の活用による代替要員の確保等により、地方公務員の育児休業、育児のための部分休業、介護休暇（時間単位のものも含む。）等の取得促進に向けた職場環境の整備を図るとともに、各制度についての職員に対する情報提供に引き続き努めるよう要請する。特に、育児休業については、育児休業取得率の社会全体での目標値（男性10%）等を踏まえ、育児休業取得率の低い男性職員の取得率の向上を図るよう要請する。	0.6% （平成17年度）	0.6% （平成20年度）	-
(3)	・国立大学協会報告書において策定した「2010年までに女性教員の割合を20%に引き上げる」という達成目標も踏まえ、各国立大学法人における女性教員の割合向上などの取組を要請する。	9.3% （平成17年度）	12.2% （平成21年度）	20% （平成22年）
2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革				
(2)	・「男女共同参画社会」という用語の周知度を平成22年までに100%にする。	52.5% （平成16年度）	64.6% （平成21年）	100% （平成22年）
3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保				
(1)	・ポジティブ・アクションに取り組む企業の割合を平成21年度までに40%にする。	29.5% （平成15年度）	20.7% （平成18年度）	40% （平成21年度）
(4)	・就業人口に占めるテレワーカーの比率を平成22年までに20%にする。	10.4% （平成17年度）	15.2% （平成20年度）	20% （平成22年）
5. 男女の仕事と生活の調和				
(1)	・概ね平成26年度までに育児休業取得率を男性10%、女性80%にすることを目指し、育児休業取得率の向上を図る。	0.56%(男性) 70.6%(女性) （平成16年度）	1.23%(男性) 90.6%(女性) （平成20年度）	10%(男性) 80%(女性) （平成26年度）
	・概ね平成26年度までに小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率を25%にすることを目指し、普及率の向上を図る。	10.5% （平成16年度）	25.3% （平成20年度）	25% （平成19年度）
	・長時間にわたる時間外労働を行っている者を平成21年度までに1割以上減少させる。	12.2% （平成16年）	9.3% （平成21年）	1割減少 （平成21年度）
	・企業全体に係る労働者一人平均年次有給休暇の取得率を平成21年度までに少なくとも55%以上にする。	46.6% （平成16年）	48.1% （平成20年）	55% （平成21年度）
	・ファミリー・フレンドリー企業の表彰企業数を平成21年度までの累計で700企業にする。	270企業 （平成17年度までの累計）	335企業 （平成21年度）	700企業 （平成21年度）
	・次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（男性の育児休業取得実績がある企業）の割合を平成21年度までに計画策定企業の20%以上にする。	-	2.1% （平成20年12月末）	20% （平成21年度）
	・一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む大企業の割合を平成21年度までに100%にする。	-	98.2% （平成21年9月末）	100% （平成21年度）
(2)	・「待機児童ゼロ作戦」を推進し、待機児童50人以上の市町村を中心に、平成19年度までの3年間で集中的に受入れ児童数の拡大を図り、平成21年度に215万人の受入れ児童数の拡大を図る。	203万人 （平成16年度）	213万人 （平成21年4月）	215万人 （平成21年度）
	・延長保育を推進し、平成21年度までに16,200か所の保育所での実施を図る。	12,783か所 （平成16年度）	15,533か所 （平成20年度）	16,200か所 （平成21年度）

	目標	計画策定時	現状	目標
	・休日保育を推進し、平成21年度までに2,200か所の保育所での実施を図る。	666か所 (平成16年度)	927か所 (平成20年度)	2,200か所 (平成21年度)
	・夜間保育を推進し、平成21年度までに140か所での実施を図る。	66か所 (平成16年度)	77か所 (平成20年度)	140か所 (平成21年度)
	・放課後児童クラブについて平成21年度までに17,500か所での実施を図る。 放課後児童クラブについて、「放課後子どもプラン」に基づき、平成21年度までに、原則として、すべての小学校区での実施を目指す。平成18年5月目標を改定	15,134か所 (平成16年度)	18,479か所 (平成21年度)	すべての小学校区 (平成21年度)
	・子育て中の親子が相談、交流、情報交換できる場を身近な場所に整備するつどいの広場事業を推進し、平成21年度までに1,600か所での実施を図る。	154か所 (平成16年度)	1,253か所 (平成20年度)	1,600か所 (平成21年度)
	・保育所等において、専業主婦等が育児不安について専門家に相談したり、地域の育児サークル活動を行うことのできる地域子育て支援センター事業を推進し、平成21年度までに4,400か所での実施を図る。	2,783か所 (平成16年度)	3,478か所 (平成19年度)	4,400か所 (平成21年度)
	・急な残業や子どもの急病等に対応し、臨時的、突発的な保育等を地域における相互援助活動として行うファミリー・サポート・センター事業の拡充を進め、平成21年度までに710か所での実施を図る。	368か所 (平成16年度)	599か所 (平成21年度)	710か所 (平成21年度)
	・保護者の疾病や育児疲れ、恒常的な残業などの場合における児童養護施設等での児童の一時的な預かりを推進する。平成21年度までにショートステイ事業について870か所、トワイライトステイ事業について560か所での実施を図る。	364か所 (ショートステイ) 134か所 (トワイライトステイ) (平成16年度)	613か所 (ショートステイ) 304か所 (トワイライトステイ) (平成20年度)	870か所 (ショートステイ) 560か所 (トワイライトステイ) (平成21年度)
	・母子家庭等就業・自立支援センターを平成21年度までに全都道府県・指定都市・中核市に設置する。	-	106か所 (平成21年度)	全都道府県・指定都市・中核市 (平成21年度)
	・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業を平成21年度までに全都道府県・市等で実施する。	-	795か所 (平成21年度)	全都道府県・市等 (平成21年度)
	・母子家庭等高等技能訓練促進費事業による資格取得者総数を平成21年度までに1,300人にする。	359人 (平成16年度)	5,217人 (平成20年度)	1,300人 (平成21年度)
<b>8. 女性に対するあらゆる暴力の根絶</b>				
(1)	・夫婦間における「平手で打つ」、「なぐるふりをして、おどす」の各行為について、暴力と認識する人の割合を100%に近づけることを目指す。	56.9% (平手で打つ) 49.0% (なぐるふりをして、おどす) (平成18年)	58.4% (平手で打つ) 52.5% (なぐるふりをして、おどす) (平成20年)	100%に近づける
<b>9. 生涯を通じた女性の健康支援</b>				
(1)	・成人の週1回以上のスポーツ実施率を平成22年度までに50%にする。	38.5% (平成16年)	45.3% (平成21年)	50% (平成22年)
(2)	・妊娠・出産について満足している者の割合を平成22年までに100%にする。	84.4% (平成12年)	91.4% (平成17年度)	100% (平成22年)
	・母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」に掲げられた「妊娠11週以下での妊娠の届け出率を平成22年までに100%にする。」という目標の実現に向けた施策の推進を図る。	62.6% (平成8年)	72.1% (平成19年度)	100% (平成22年)
	・母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」に掲げられた「母性健康管理指導事項連絡カードを知っている妊婦の割合を平成22年までに100%にする。」という目標も踏まえ、母性健康管理指導事項連絡カードの活用を促進し、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する適切な母性健康管理の推進を図る。	6.3% (平成12年度)	19.8% (平成17年度)	100% (平成22年)
	・母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」に掲げられた「不妊治療を受ける際に、患者が専門家によるカウンセリングが受けられる割合を平成22年までに100%にする。」という目標の実現に向けた施策の推進を図る。	24.9% (平成13年度)	40.5% (不妊カウンセラー) 35.3% (不妊コーディネーター) (平成16年度)	100% (平成22年)
	・不妊専門相談センターを平成21年度までに全都道府県・指定都市・中核市で整備する。	51ヶ所 (95ヶ所中) (平成16年度)	55都道府県市 (平成20年度)	全都道府県市 (平成21年度)
	・特定不妊治療費助成事業を平成21年度までに全都道府県・指定都市・中核市で実施する。	87ヶ所 (95ヶ所中) (平成16年度)	全都道府県・指定都市・中核市 (106都道府県市) (平成21年4月現在)	全都道府県市 (平成22年度)

目標		計画策定時	現状	目標
	・周産期医療ネットワークを全都道府県で整備する。	28都道府県 (平成16年度)	45都道府県 (平成20年5月末現在)	全都道府県市
(3)	・HIV/AIDS及び性感染症について、児童生徒が正しい知識を身につけることができるように、啓発教材を作成し、平成22年までに全ての中学生・高校生に配布する。	-	全ての中学生、高校生に啓発教材を配布済み (平成21年度)	全ての中学生、高校生に配布 (平成22年)
	・薬物乱用の有害性について、児童生徒が正しい知識を身につけることができるように、啓発教材を作成し、平成22年までに全ての中学生・高校生に配布する。	-	全ての中学生、高校生に啓発教材を配布済み (平成21年度)	全ての中学生、高校生に配布 (平成22年)
	・母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」に掲げられた「妊娠中の喫煙・飲酒を平成22年までになくす。」という目標の実現に向けた施策の推進を図る。	10.0% (喫煙率)  18.1% (飲酒率)  (平成12年)	7.3%,7.9%,8.3% (喫煙率:それぞれ、3,4か月,1歳6か月,3歳児健診時の調査結果)  14.9%,16.6%,16.7% (飲酒率:それぞれ、3,4か月,1歳6か月,3歳児健診時の調査結果) (平成17年度)	妊娠中の喫煙・飲酒をなくす。 (平成22年)
10. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実				
(2)	・2000年のミレニアム国連総会で合意された、2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消することを達成目標としている「ミレニアム開発目標」の実現に努める。	-	-	-
11. 科学技術・学術分野における男女共同参画				
(1)	・女性研究者の採用の促進を図るため、総合科学技術会議基本政策専門調査会の報告に示された目標値(各研究組織毎に、当該分野の博士課程(後期)における女性割合等を踏まえつつ、自然科学系全体として25%(理学系20%,工学系15%,農学系30%,保健系30%))を目安とし、各研究組織毎に、女性研究者の採用の数値目標の設定、達成のための努力、達成状況の公開などが行われることを期待する。国は、各大学や公的研究機関における取組状況や職階別の女性割合等を把握し、公表する。	24.6% (自然科学系全体の女性研究者(大学教員)の採用割合) (平成18年)	24.3% (自然科学系全体の女性研究者(大学教員)の採用割合) (平成19年)	25%を目安 (自然科学系全体の女性研究者(大学教員)の採用割合)
13. 地域における男女共同参画の推進				
(1)	・消防団における女性の活躍を促進し、全国的女性消防団員を将来的に10万人以上にする。	1.4万人 (平成17年)	1.8万人 (平成21年)	10万人以上